

## 愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者選考会議設置要領

### (目的)

第1条 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局が発注した建設工事の中から、優良施工業者を選考する事務を行うため、愛知県建設局・都市・交通局・建築局優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (会議の事務)

第2条 会議は、優良施工業者を選考して建設局長に報告する。

### (選考会議の構成)

第3条 会議の構成は次のとおりとする。

議長	都市・交通局技監
副議長	建設局技監
副議長	建設局技監
副議長	建築局技監
会議員	道路監
	治水防災対策監
	水資源監
	豊川水系対策本部事務局長
	港湾空港事業推進監
	リニア・交通対策監
	建築指導監

2 議長に事故等があるときは、副議長である建設局技監又は建築局技監がその職務を代行する。

### (会議の召集)

第4条 会議は議長が召集する。

2 会議は、会議の構成総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。

### (事務局)

第5条 事務局は建設企画課におくものとする。

### 附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。